

千の恵み訪問看護ステーション利用料金表 <医療保険>

別紙 1

【令和6月6月改定版】

以下の①～⑥の項目を合計したものがご利用料金になります。

① [訪問看護基本療養費]

10円未満は四捨五入

(円)

項目	算定要件	算定料	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで 1回につき	5,550	560	1,110	1,670	
	週4日以降 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に限り	6,550	660	1,310	1,970	
訪問看護基本療養費Ⅱ	(同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合)	週3日まで1日1回につき	5,550	560	1,110	1,670
		週4日日以降1日につき	6,550	660	1,310	1,970
	(同一建物居住者で同一日に3人訪問した場合)	週3日までの利用	2,780	280	560	840
		週4日日以降1日につき	3,280	330	660	990
訪問看護基本療養費Ⅲ	外泊時に訪問看護を行った場合(管理療養費なし)	8,500	850	1,700	2,550	

② [看護管理療養費]

項目	算定要件	算定料	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費	月の初日(機能強化型3) 地域の訪問看護の人材育成などの役割を重点的に評価された場合	8,700円/月	870	1,740	2,610
	2日目を以降1日につき(訪問看護療養費1)	3,000円/日	300	600	900

③ [基本療養費の加算]

項目	算定要件	算定料	1割負担	2割負担	3割負担
緊急訪問看護加算	利用者の求めに応じ主治医の指示に基づき緊急訪問(月14日まで)	2,650円/日	270	540	810
	利用者の求めに応じ主治医の指示に基づき緊急訪問(月15日以降)	2,000円/日	200	400	600
長時間訪問看護加算	特別管理加算、特別訪問看護指示書期間の対象者のみ週1日を限度90分以上訪問とする	5,200円/日	520	1,040	1,560
乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者	1,800円/日	180	360	540
	上記以外の場合	1,300円/日	130	260	390
早朝・夜間訪問加算	早朝(6:00～8:00)、夜間(18:00～22:00)	2,100円/日	210	420	630
深夜訪問看護加算	深夜(22:00～明朝6:00)	4,200円/日	420	840	1,260
複数名訪問看護加算	他の看護師等を行う場合	4,500円/日	450	900	1,350
	看護補助者を行う場合	3,000円/日	300	600	900
難病等複数回訪問加算	1日に2回の場合	4,500円/日	450	900	1,350
	1日に3回以上の場合	8,000円/日	800	1,600	2,400

④ [管理療養費の加算]

	算定要件	算定料	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	24時間連絡体制にあり、緊急時に対して必要に応じて訪問する場合	6,800円/月	680	1,360	2,040
特別管理加算	重症度等の高い利用者の場合	5,000円/月	500	1,000	1,500
	上記以外の場合	2,500円/月	250	500	750
退院時共同指導加算	入院中に主治医と連携し在宅療養について必要な指導を行った場合	8,000円/回	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定する利用者が特別管理の状態にある場合	2,000円/回	200	400	600
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算の対象になる利用に対し、退院日に療養上必要な指導を行った場合	6,000円/回 8,400円/回	600 840	1,200 1,680	1,800 2,520
在宅患者連携指導加算	他の保健医療機関と情報共有を行い、指導を行った場合	3,000円/月	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	急変や診療方針の変更に伴う、医療機関の求めによる在宅でのカンファレンスに参加し、共同で療養上の指導を行った場合	2,000円/回	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算	訪問看護ステーションの看護師/准看護師が、介護職員等の支援を行った場合	2,500円/月	250	500	750
ベースアップ評価料	医療に従事する職員の賃金改善を図る体制にある	780円/月	80	160	230
訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認システムを通じて利用者の診療情報を取得し、該当情報を活用して質の高い医療を提供する場合	50円/月	10	10	20

⑤ [その他の加算]

名称	算定要件等	算定料	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護情報提供療養費1	市町村等からの求めに応じて、文書を添えて情報を提供した場合	1,500円/月	150	300	450
訪問看護情報提供療養費2	保育所又は学校等からの求めに応じて、文書を添えて情報を提供した場合	1,500円/月	150	300	450
訪問看護情報提供療養費3	保健医療機関等に、文書を添えて情報を提供した場合	1,500円/月	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費1	在宅又は特別養護老人ホーム等で2回以上訪問看護を実施し、死亡した場合	25,000円/死亡月	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費2	特別養護老人ホーム等で2回以上訪問看護を実施し、死亡した場合(看取り介護加算等を算定している利用者に限る)	10,000円/死亡月	1,000	2,000	3,000

⑥ [その他費用] 税込

交通費	通常の業務の実施地域内を超えた地点から1km当たり50円請求
死後の処置	家族の希望で行われる死後の処置料金20,000円
土曜日・日曜日	利用料金+1,000円/1回 ※ 医師の指示で土・日訪問が必要な時や緊急対応時は不要です
年末年始	利用料金+3,000円/1回(12/30～1/3) ※ 医師の指示で土・日訪問が必要な時や緊急対応時は不要です